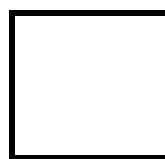


被災宅地危険度判定士資格要件申告書

私は、埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱第 3 条第 1 項第 1 号に定める、資格要件に下記のとおり該当するので、申告します。

記

該当する資格要件



「該当する資格要件一覧」から記号（ア～ク）を記入する。

____年____月____日

（あて先）

埼玉県知事

申告者氏名（自署） _____

該当する資格要件一覧

以下の該当するもののいずれか1つの記号を被災宅地危険度判定士資格要件申告書の□に記入し、指定された証明書を添付する。

ア 大学院等在学経験者：宅造法告示1号、都計法告示1号該当	
大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者	
必要な添付書類	在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式4)
イ 大学卒業者：宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当	
大学(短大を除く。)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者	
必要な添付書類	卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式4)
ウ 3年課程の短期大学卒業者：宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当	
短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者	
必要な添付書類	卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式4)
エ 短期大学、高等専門学校卒業者：宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当	
前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者	
必要な添付書類	卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式4)
オ 高等学校卒業者：宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当	
高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者	
必要な添付書類	卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式4)
カ 認定講習会修了者：宅造告示第4号、都計規則第19条第1号ト該当	
土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を有する者を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を修了した者	
必要な添付書類	認定講習会修了証の写し 実務経験証明書(様式4)
指定の国家資格を有する者	
キ 技術士：宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当	
技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者	
必要な添付書類	技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 実務経験証明書(様式4、ただし 技術部門を建設部門とする場合は、不要)
ク 一級建築士：宅造告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当	
一級建築士の資格を有する者	
必要な添付書類	一級建築士免許証の写し

注) この面で「宅造令」とあるのは、「宅地造成法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和37年3月29日付 建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付 建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付 建設省告示第39号」を表す。

(様式3)「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」記入上の注意

- 1 この申告書は、「被災宅地危険度判定士登録申請書」の「資格要件該当別」欄に第3条第1項第1号に該当すると記入された方(：①の欄に○をつけた方)のみ提出してください。

②から⑤の欄に ○ をつけた方は、この申告書を提出する必要はありません。

2 各欄の記入手順

- (1) あなたの資格要件を「該当する資格要件一覧」から一つ選択し、「該当する資格要件」欄に記入してください。

なお、資格要件の二つ以上に該当する場合には、あなたが適当と考える資格要件を一つだけを選択し、記入してください。

- (2) あなたが選択した「該当する資格要件一覧」に、必要な添付書類が記載されています。この必要な添付書類は、資格要件ごとに異なりますので、注意してください。

- (3) 資格要件「ア」から「オ」に該当する方

「在学の期間を証明する書類」または「卒業証明書」には、それぞれ証明書の原本を添付してください。卒業証書等のコピーでは受付できません。

また、添付していただいた証明書で、資格要件として必要な学科・課程を修めていることが確認できない場合には、「履修科目証明書(またはこれに準ずる証明書)」の追加添付をお願いすることがあります。(なお、初めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかでない場合には、改めて卒業証明書等の添付をお願いすることになります。)

- (4) 資格要件「キ」に該当する方

「技術士第二次試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付してください。技術部門が記載されていない場合には、受付できません。

- (5) 「実務経験証明書(様式4)」は、証明が必要となる期間が資格要件ごとに異なりますので、それぞれ該当する欄に指定されている年数に注意してください。

- (6) 提出年月日には、「被災宅地危険度判定士養成講習会申込書」にある「講習会の開催日」を記入してください。

- (7) 「申請者氏名」は、必ずあなたの自筆で記入してください。なお、捺印は必要ありません。